証券コード：3148

第24回
定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年8月27日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前9時）

開催場所 株式会社クリエイトＳＤホールディングス
本社４階会議室（東急田園都市線江田駅）

■事前にご出席のお申込みをいただき、入場カードをお持ちの株主様のみご入場いただけます（事前登録制）

- **新型コロナウイルス感染防止対策として、株主様には総会への出席を極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。**
- **当日のご来場には事前のお申込みをお願いいたします。**
  希望者多数の場合は抽選となります。
- **お土産はご用意しておりません。健康相談会等のイベントも中止**いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせ申しあげます。
https://www.createsdhd.co.jp/

目 次

▶ 第24回定時株主総会招集ご通知…… 1
【添付書類】
▶ 事業報告 …… 5
▶ 連結計算書類 …… 21
▶ 計算書類 …… 24
▶ 監査報告書 …… 27
▶ 株主総会参考書類
第１号議案 剰余金処分の件 …… 35
第２号議案 取締役（監査等委員である者を除く）4名選任の件 …… 36
第３号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 …… 40
第４号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 …… 43

株式会社 クリエイトSDホールディングス

証券コード　3148
2021年８月10日

株　主　各　位

横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２
株式会社クリエイトＳＤホールディングス
代表取締役社長　　廣　瀬　泰　三

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　なお、新型コロナウイルス感染防止のため、開催規模を大幅に縮小し開催することにいたしました。株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。**
**　また、会場座席数に限りがあるため、ご出席希望の株主様は予めお申込みをお願い申しあげます。２ページの注記および別紙（第24回定時株主総会についてのお知らせ）に記載のとおり、事前登録をお願い申しあげます。本年は、ご出席の株主様へのお土産のご用意および健康相談会等のイベント開催はございません。**
**　なお、当日ご出席されない場合には、株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社指定の議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により2021年８月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年８月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）
２．場　　所　横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２
株式会社クリエイトＳＤホールディングス本社４階会議室
新型コロナウイルス感染防止のため開催規模を縮小し、当社本社会議室にて開催いたします。末尾の会場ご案内図をご参照ください。

３．目的事項

報 告 事 項　１．第24期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第24期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため当日のご来場は強くお控えいただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は事前申込みが必要となります。ご出席株主様と当社従業員の感染リスクを避けるためご来場可能な株主様を50名に制限させていただきます。なお、事前登録の希望者が多数の際には抽選させていただく場合がございます。
事前登録は2021年８月19日（木曜日）午後６時までに下記Ｅメールアドレスへお申込みください。事前登録の結果は８月20日（金曜日）にＥメールでご連絡いたします。
送付先Ｅメールアドレス：touroku2021@create-sd.co.jp
Ｅメール件名：（株主番号８桁）出席申込
送付いただくご内容：①氏名（フルネーム）、②郵便番号、③ご住所

◎以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス＝https://www.createsdhd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
②連結計算書類の連結注記表
③計算書類の個別注記表

◎なお、本招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス＝https://www.createsdhd.co.jp/）において周知させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。35ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の３つの方法がございます

●書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限　2021年８月26日（木曜日）午後６時到着

●インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2021年８月26日（木曜日）午後６時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

●株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　2021年８月27日（金曜日）午前10時

（当日のご来場には事前のお申込みをお願いいたします。
詳しくは、招集通知２ページまたは別紙をご参照ください。）

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

1　書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
2　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2021年８月26日（木曜日）午後６時までに、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンでＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

１．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。

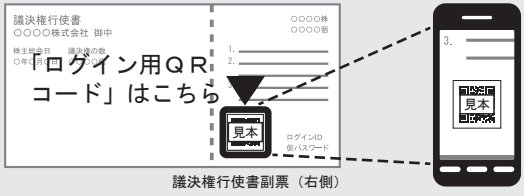

２．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は１回に限ります。
２回目以降のログインの際は、右記の「ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。
※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(https://evote.tr.mufg.jp/)

１．パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

２．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力ください。

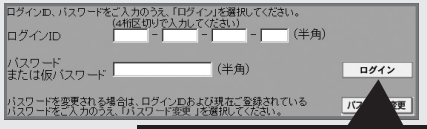

３．「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

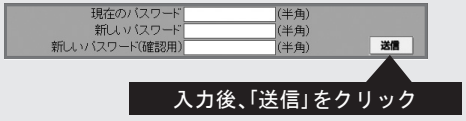

４．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。
(2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
(3) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 （通話料無料） 受付時間 午前９時～午後９時

事業報告（2020年６月１日から2021年５月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が企業収益や雇用環境に影響を及ぼし、緊急事態宣言発令による自粛ムードの広がり、経済活動の停滞などにより厳しい状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましては、競合他社の出店や価格競争に加え、他業種からの参入や企業の統合・再編の動きが強まっており、厳しい環境が続いております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染リスクを最小限に抑えながらの経営が続いております。

このような状況の中、当社グループは引き続き「生活・予防・医療・介護」の各領域において地域に貢献する総合ヘルスケアサポートを推進してまいりました。

＜ドラッグストア事業＞

ドラッグストア事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、マスク・消毒液・ハンドソープなどの感染予防商品や、食料品・日用品等の巣ごもり対策商品の需要が増加した一方で、外出自粛やテレワークの推進、マスクの常時着用といったライフスタイルの変化に伴うメイク化粧品需要の低迷、マスクや手洗い、感染予防対策の習慣化による総合感冒薬の需要減少、調剤薬局においては医療機関受診の手控えや長期処方による処方箋応需枚数の減少が見られました。

このような環境の中、当社グループはお客様・患者様や従業員の安心・安全を最優先に考え、営業時間の短縮や、集客の波を作る販売促進策を自粛する一方で、いつご来店いただいてもお求めやすい価格で提供するEDLP（エブリデイ・ロープライス）を推進し、地域のライフライン、社会インフラであるドラッグストアとしての使命を果たすべく、各種感染拡大防止策や衛生管理を徹底しつつ、可能な限り営業を継続してまいりました。

また、自社電子マネー機能付きポイントカード「おさいふHippo」の利用促進や、調剤薬局内における待ち時間短縮のため「処方せん送信機能付き電子お薬手帳アプリ」の利用促進等、コロナ禍における新常態への対応として非接触や三密回避に取り組む一方で、お客様とのふれあいを大切にする経営理念に即した接遇強化を推進し、地域のお客様にとって安心・安全で親切な店舗及び薬局づくりに努めてまいりました。

ドラッグストアの新規出店につきましては、39店舗の出店を行いました。一方でスクラップ＆ビルドにより１店舗、契約期間満了により１店舗、経営効率化の観点から３店舗の閉鎖を行いました。

調剤薬局の新規出店につきましては、調剤専門薬局を１店舗、ドラッグストアへの併設調剤薬局を33店舗開局いたしました。一方で契約期間満了により１店舗、経営効率化の観点から１店舗の計２店舗の閉鎖を行いました。

＜介護事業＞

有料老人ホームにつきましては、ペットと一緒に暮らせるお部屋、美味しい食事や多彩なイベントを特色とする介護付有料老人ホーム２施設を運営しております。

当連結会計年度におきましては、ご入居者様の安全を第一に考え新型コロナウイルスの感染防止に注力しつつ、入居率の向上を図ってまいりました。

デイサービスにつきましては、高齢者の方が長くご自宅で暮らすための生活機能訓練を特色とするデイサービスセンターを中心に運営しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染防止に注力しつつ、稼働率の回復を図ってまいりました。また、収益性向上のため１施設の定員拡大を行いました。

以上により、当連結会計年度末の当社グループの店舗数はドラッグストア659店舗、調剤薬局では調剤専門薬局36店舗、ドラッグストアへの併設調剤薬局226店舗の合計262店舗となり、スーパーマーケット事業では５店舗、介護事業では介護付有料老人ホーム２施設、デイサービスセンター39施設となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は338,476百万円（前年同期比5.9％増）、営業利益は18,629百万円（同4.7％増）、経常利益は19,061百万円（同4.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,376百万円（同1.0％増）となりました。

主要な事業別連結売上状況は次のとおりであります。

区　　分	前期 (2020年５月期)		当期 (2021年５月期)		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	金額
	百万円	%	百万円	%	百万円
ドラッグストア事業	316,249	99.0	331,914	98.1	15,665
有料老人ホーム事業	688	0.2	722	0.2	34
デイサービス事業	1,376	0.4	1,393	0.4	17
スーパーマーケット事業	1,274	0.4	4,444	1.3	3,170
合　　計	319,588	100.0	338,476	100.0	18,887

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は11,081百万円で、その主なものは新規出店に伴い取得した有形固定資産、店舗賃貸借に係る建設協力金、敷金・保証金及び出店予約金などであります。

なお、所要資金は自己資金により賄っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 21 期 2018年５月期	第 22 期 2019年５月期	第 23 期 (前連結会計年度) 2020年５月期	第 24 期 (当連結会計年度) 2021年５月期
売上高	268,161百万円	286,299百万円	319,588百万円	338,476百万円
経常利益	14,236百万円	14,623百万円	18,210百万円	19,061百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,540百万円	9,719百万円	12,254百万円	12,376百万円
１株当たり当期純利益	150円 92銭	153円 75銭	193円 85銭	195円 78銭
総資産	121,412百万円	133,315百万円	153,423百万円	163,824百万円
純資産	69,377百万円	76,889百万円	86,776百万円	96,638百万円
１株当たり純資産額	1,097円 42銭	1,216円 24銭	1,372円 65銭	1,528円 64銭

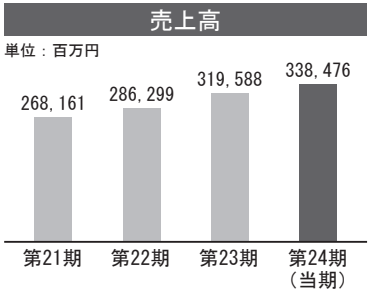

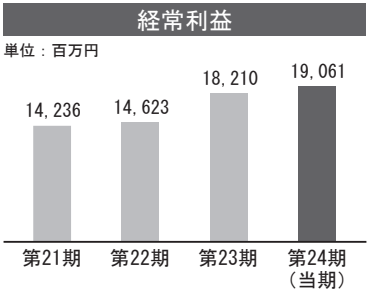

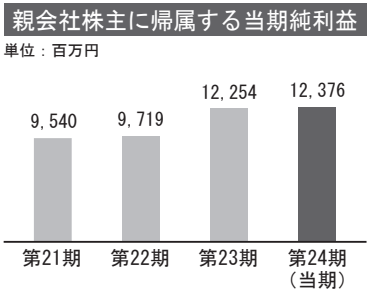

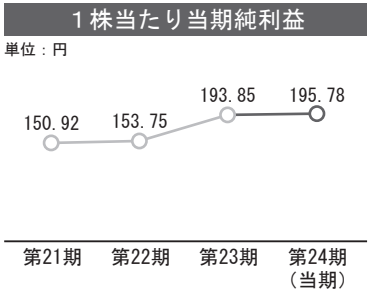

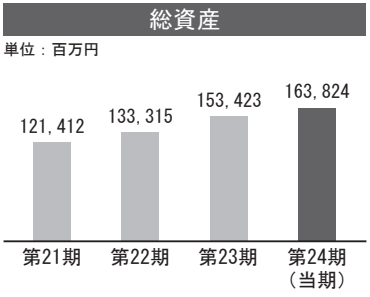

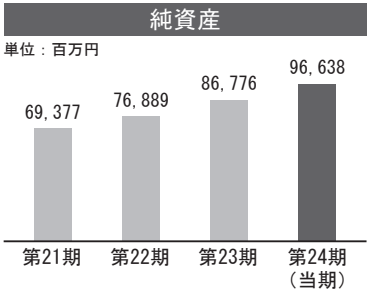

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年５月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱クリエイトエス・ディー	1,305 百万円	直接100.0 %	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営
ウェルライフ㈱	338 百万円	直接100.0 %	介護付有料老人ホームの経営
㈱サロンデイ	35 百万円	直接100.0 %	デイサービスセンターの経営
百合ヶ丘産業㈱	50 百万円	間接100.0 %	スーパーマーケットの経営

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
㈱クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２	24,960百万円	46,141 百万円

(4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染拡大により国内外の経済情勢、個人消費、企業活動への多大な影響が懸念され、加えて業界の垣根を超えたより一層の競争激化や業界再編の動きの活発化が考えられ、厳しい経営環境が続くと想定されます。

このような状況の中で、当社グループは地域での総合ヘルスケアサポートに根ざした強固なドミナント形成によるエリア内でのシェアアップを引き続き推進してまいります。

超高齢社会の中で更にニーズの高まる、調剤併設型ドラッグストアを中心とした出店を継続するとともに、調剤薬局の併設加速化や品揃えの見直しなど、既存店の改装に注力してまいります。また、コロナ禍におけるライフスタイルの変化や購買行動の変化に対応するべく、品揃えを拡充しワンストップ&ショートタイムショッピングを実現する便利な店舗・サービスを目指して参ります。

さらに、ポイントシステムの刷新、公式スマホアプリの活用によるOne to Oneマーケティングの実現や、オンライン服薬指導への対応を進めるなどデジタルトランスフォーメーションの推進にも積極的に取り組む一方で、有店舗の強みであり、創業以来注力してきた接遇力にさらに磨きをかけ、地域のお客様にとって安心・安全で親切な店舗及び薬局づくりに努めてまいります。

介護事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかり行いつつ、有料老人ホームでは、美味しい食事の提供、後方業務の効率化による対人サービスの充実などにより、またデイサービスでは、機能訓練やレクリエーションの質の充実を図り、顧客満足度の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年５月31日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社と連結子会社４社、非連結子会社２社で構成され、医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等の販売及び調剤を行うドラッグストア事業を核に、スーパーマーケット事業、有料老人ホーム事業及びデイサービス事業等を行っております。

(6) 主要な事業所及び店舗（2021年５月31日現在）

① 当社

本社　　横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２

② 主要な子会社の事業所

イ．株式会社クリエイトエス・ディー

本社	横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２	
店舗	神奈川県	400店舗
	東京都	111店舗
	静岡県	88店舗
	千葉県	49店舗
	その他	47店舗
	計	695店舗

ロ．ウェルライフ株式会社

本社	東京都足立区佐野二丁目16番１号	
事業所	東京都	2施設
	計	2施設

ハ．株式会社サロンデイ

本社	横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２	
事業所	神奈川県	31施設
	東京都	8施設
	計	39施設

ニ．百合ヶ丘産業株式会社

本社	川崎市麻生区百合丘一丁目１番地	
店舗	神奈川県	5店舗
	計	5店舗

(7) 従業員の状況（2021年５月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	4,209名	＋534名	32.8歳	7.3年

（注）上記従業員のほか、臨時従業員の期末雇用人員は7,434名であります。（1日8時間換算）

② 当社の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	７名	－１名	51.9歳	15.8年

（注）当社従業員は、すべて連結子会社の㈱クリエイトエス・ディーからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（2021年５月31日現在）

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　264,000,000株
② 発行済株式の総数　66,819,342株（自己株式3,600,728株を含む）
③ 株主数　20,108名
④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
山本洋平	18,534,672株	29.31%
山本久雄	13,994,265株	22.13%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	5,079,816株	8.03%
山本いつ子	3,136,065株	4.96%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	1,770,823株	2.80%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	1,724,400株	2.72%
㈱ＰＡＬＴＡＣ	1,702,800株	2.69%
クリエイトエス・ディー従業員持株会	1,011,300株	1.59%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR：FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	930,000株	1.47%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	798,719株	1.26%

（注）　持株比率は、自己株式(3,600,728株)を控除し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況
① 取締役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山　本　久　雄	㈱クリエイトエス・ディー代表取締役会長
代表取締役社長	廣　瀬　泰　三	㈱クリエイトエス・ディー代表取締役社長 ウェルライフ㈱取締役 ㈱サロンデイ取締役 百合ヶ丘産業㈱取締役
専務取締役	山　本　いつ子	㈱クリエイトエス・ディー専務取締役人事本部長
常務取締役	齊　藤　　宰	㈱クリエイトエス・ディー常務取締役 ㈱エスタ代表取締役社長
取締役	中　浦　茂　人	㈱クリエイトエス・ディー取締役生産性向上推進本部長
取締役	笠　川　薫　朗	人事部長 ㈱クリエイトエス・ディー取締役人事本部採用教育部長 ㈱クリエイトビギン代表取締役社長 ㈱サロンデイ取締役 ウェルライフ㈱監査役
取締役(監査等委員)	馬　庭　修　一	㈱クリエイトエス・ディー常勤監査役 ㈱サロンデイ監査役
取締役(監査等委員)	原　　幸　雄	㈱クリエイトエス・ディー監査役
取締役(監査等委員)	川　村　延　彦	サンライズ法律事務所弁護士 セントラルスポーツ㈱社外取締役(監査等委員) 西武ポリマ化成㈱社外監査役

(注) 1．取締役のうち原幸雄氏及び川村延彦氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査等委員川村延彦氏は、弁護士として培われた専門性に加え、他社において監査役等として企業経営に長年関与された経験を有しております。
3．監査等委員原幸雄氏及び川村延彦氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4．㈱エスタ、㈱クリエイトビギン及び百合ヶ丘産業㈱は、いずれも当社の主要な子会社である㈱クリエイトエス・ディー100%出資の子会社であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。ただし、犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることで、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ．取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役会で取締役の報酬等の決定に関する方針を定めており、その概要は次のとおりです。

取締役の報酬は、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すとともに、更なるコーポレートガバナンスの向上を担う優秀な人材を確保することを目的とします。なお、役員退職慰労金制度は当社にはありません。

取締役（監査等委員である者を除く）の報酬は、月額報酬と賞与にて構成し、賞与は当期の業績を勘案して決定します。その総額は使用人兼務取締役の使用人としての給与を除き、株主総会で定めた総額の範囲内とし、個人別報酬については取締役会の決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長に委任し、両代表取締役が当社グループの業績や各取締役（監査等委員である者を除く）の業務執行状況等を勘案して、他の取締役の意見も踏まえて合議によりこれを定めます。

各取締役（監査等委員である者を除く）の業務執行状況等を踏まえた個人別

報酬の決定は、当社グループ全体の業務執行を統括する両代表取締役の合議による方法が適していると考えております。

なお、取締役（監査等委員である者を除く）は、役員持株会制度等により自社株を保有し、株主と同じ視点で会社の持続的成長を目指しており、現時点では株式報酬等は導入しておりません。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性を確保するため、業績に連動しない年俸制としており、その総額は株主総会で定めた総額の範囲内とし、監査等委員である取締役の協議により個人別報酬を決定します。

当該事業年度における取締役（監査等委員である者を除く）の個人別報酬の決定は、代表取締役会長山本久雄及び代表取締役社長廣瀬泰三が、他の取締役の意見も踏まえ合議により行ったものであり、上記の決定方針に従うものと判断しております。

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2015年８月21日開催の第18回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額40百万円以内とそれぞれ決議しております。なお、第18回定時株主総会終結時における取締役（監査等委員である者を除く）の員数は６名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

ハ．取締役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報 酬 等 の 額
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	６名 (―名)	341百万円 (―百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	３名 (２名)	18百万円 (9百万円)
計	９名	360百万円

(注) １．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬等は含まれておりません。

２．期末現在の人員数は、取締役（監査等委員である者を除く）６名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）であります。

⑤ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、馬庭修一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

氏　　名	兼任の職務	会社名
川　村　延　彦	社外取締役 （監査等委員）	セントラルスポーツ㈱
	社外監査役	西武ポリマ化成㈱

（注）川村延彦氏が取締役を兼務しているセントラルスポーツ㈱及び監査役を兼務している西武ポリマ化成㈱と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における各社外役員の主な活動状況

氏　　名	区　　分	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
原　　幸　雄	社外取締役 （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から適宜発言を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
川　村　延　彦	社外取締役 （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜発言を行っております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

（注）当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査等委員会の開催回数は11回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

三優監査法人

② 報酬等の額

項　　目	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注)1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、当社監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、積極的な業容の拡大と事業展開に備えるため内部留保金の充実を図りながら、連結配当性向、連結純資産配当率を総合的に勘案し、継続的、安定的に配当し

ていくことを基本方針としております。
　当連結会計年度におきましては、上記配当方針に従い2021年８月27日開催予定の定時株主総会において、期末配当金を１株につき普通配当23円とすることを付議する予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年５月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**91,084**
現金及び預金	39,282
売掛金	9,682
商品	33,456
貯蔵品	43
その他	8,620
固定資産	**72,740**
有形固定資産	**40,675**
建物及び構築物	20,898
土地	15,272
その他	4,504
無形固定資産	**1,598**
のれん	712
その他	885
投資その他の資産	**30,466**
投資有価証券	151
長期貸付金	9,776
繰延税金資産	5,595
敷金及び保証金	10,867
その他	4,120
貸倒引当金	△45
資産合計	**163,824**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**59,769**
買掛金	41,699
未払法人税等	3,297
賞与引当金	328
役員賞与引当金	128
ポイントカード引当金	3,596
資産除去債務	19
その他	10,700
固定負債	**7,416**
退職給付に係る負債	2,708
資産除去債務	3,238
転貸損失引当金	32
その他	1,438
負債合計	**67,186**
純資産の部	
株主資本	**96,655**
資本金	1,000
資本剰余金	934
利益剰余金	99,114
自己株式	△4,393
その他の包括利益累計額	**△17**
その他有価証券評価差額金	23
退職給付に係る調整累計額	△40
純資産合計	**96,638**
負債・純資産合計	**163,824**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		338,476
売上原価		245,110
売上総利益		93,365
販売費及び一般管理費		74,735
営業利益		18,629
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	0	
什器受贈益	87	
受取賃貸料	301	
その他	144	631
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入額	11	
支払補償費	4	
賃貸費用	173	
その他	8	199
経常利益		19,061
特別利益		
補助金収入	13	13
特別損失		
減損損失	1,152	
固定資産圧縮損	13	
その他	4	1,169
税金等調整前当期純利益		17,904
法人税、住民税及び事業税	5,932	
法人税等調整額	△404	5,527
当期純利益		12,376
親会社株主に帰属する当期純利益		12,376

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	934	89,392	△4,393	86,933
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,655		△2,655
親会社株主に帰属する当期純利益			12,376		12,376
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	9,721	△0	9,721
当期末残高	1,000	934	99,114	△4,393	96,655

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	17	△174	△156	86,776
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,655
親会社株主に帰属する当期純利益				12,376
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6	133	139	139
連結会計年度中の変動額合計	6	133	139	9,861
当期末残高	23	△40	△17	96,638

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年５月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**20,415**
現金及び預金	19,521
営業未収入金	160
未収還付法人税等	723
前払費用	2
その他	9
固定資産	**25,725**
投資その他の資産	**25,725**
関係会社株式	25,704
関係会社長期貸付金	1,085
繰延税金資産	20
貸倒引当金	△1,085
資産合計	**46,141**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**189**
未払金	24
未払費用	2
預り金	7
賞与引当金	0
役員賞与引当金	114
その他	40
負債合計	**189**
純資産の部	
株主資本	**45,951**
資本金	1,000
資本剰余金	22,704
資本準備金	8,595
その他資本剰余金	14,109
利益剰余金	26,640
その他利益剰余金	26,640
繰越利益剰余金	26,640
自己株式	△4,393
純資産合計	**45,951**
負債・純資産合計	**46,141**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営業収益		7,917
営業費用		573
営業利益		7,344
営業外収益		
受取利息	1	
法人税等還付加算金	0	
未払配当金除斥益	1	2
経常利益		7,346
税引前当期純利益		7,346
法人税、住民税及び事業税	536	
法人税等調整額	△2	534
当期純利益		6,812

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,000	8,595	14,109	22,704	22,482	22,482
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,655	△2,655
当期純利益					6,812	6,812
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	4,157	4,157
当期末残高	1,000	8,595	14,109	22,704	26,640	26,640

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△4,393	41,793	41,793
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△2,655	△2,655
当期純利益		6,812	6,812
自己株式の取得	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	4,157	4,157
当期末残高	△4,393	45,951	45,951

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年７月19日

株式会社クリエイトＳＤホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩　田　亘　人	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野　村　　聡	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クリエイトＳＤホールディングスの2020年６月１日から2021年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエイトＳＤホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年７月19日

株式会社クリエイトＳＤホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　岩田亘人 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　野村聡 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クリエイトＳＤホールディングスの2020年６月１日から2021年５月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年６月１日から2021年５月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年７月19日

株式会社クリエイトＳＤホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　馬　庭　修　一　㊞

監査等委員　原　　幸　雄　㊞

監査等委員　川　村　延　彦　㊞

(注)監査等委員 原幸雄及び川村延彦は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、業績を反映しつつ安定的に配当するという観点及び株主の皆様からお預かりしている資金に対する還元という考えのもとに、連結配当性向及び連結純資産配当率を総合的に勘案して配当を実施したいと考えております。

第24期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき１株につき23円とさせていただきたいと存じます。

これにより当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金21円を含め、前期よりも１株につき４円増配の44円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき　　23円
　　配当総額　　1,454,028,122円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年８月30日

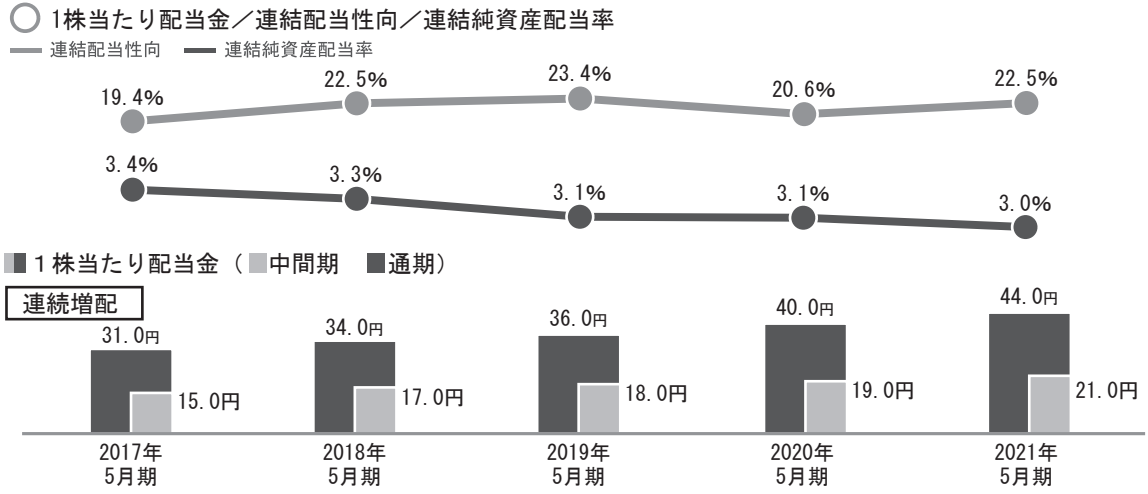

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く）４名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1　再任　**山本　久雄**（やまもと　ひさお）　1948年４月７日生　　所有する当社の株式数：13,994,265株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
1983年５月	㈲みどりドラッグストア（現㈱クリエイトエス・ディー）代表取締役社長
1998年４月	㈲ヤマモト（現当社）設立　代表取締役社長
2002年８月	㈱クリエイトエス・ディー代表取締役会長（現任）
2008年10月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

山本久雄氏は、郊外型ドラッグストアの礎を築くなど、当社グループの主要な事業会社である株式会社クリエイトエス・ディー設立以来、当社グループの事業を牽引し、経営の指揮および監督を適切に行ってまいりました。引き続き、その経験、知見および能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　再任　**廣瀬（ひろせ）　泰三（たいぞう）**　1958年５月25日生　　所有する当社の株式数：　68,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
1990年12月	㈱コーエイドラッグ設立　代表取締役社長
2007年１月	㈱住商ドラッグストアーズ代表取締役副社長
2007年10月	同社代表取締役社長
2011年６月	㈱クリエイトエス・ディー入社
2011年８月	同社取締役
	当社取締役
2012年２月	当社取締役副社長
	㈱クリエイトエス・ディー取締役副社長
2012年８月	当社代表取締役社長（現任）
	㈱クリエイトエス・ディー代表取締役社長（現任）
	㈱サロンデイ取締役（現任）
2013年８月	ウェルライフ㈱取締役（現任）
2020年２月	百合ヶ丘産業㈱取締役（現任）

取締役候補者とした理由

廣瀬泰三氏は、長年にわたりドラッグストア事業、調剤薬局事業の企業経営に携わり、当社および株式会社クリエイトエス・ディーの代表取締役として、経営ビジョンの策定、経営戦略の立案・実行にリーダーシップを発揮してまいりました。引き続き、その経験、知見および能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3　再任

中浦（なかうら）　茂人（しげと）

1954年11月７日生　　所有する当社の株式数：　7,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年４月	㈱ダイエー入社
1997年３月	同社東北エリア　エリアマネージャー
2002年４月	㈱クリエイトエス・ディー入社
2002年９月	同社経営企画室長
2003年８月	同社取締役経営企画室長
2008年７月	㈱ヤマモト（現当社）取締役
2008年12月	当社取締役経営企画部長
2011年９月	当社取締役（現任）
	㈱クリエイトエス・ディー取締役宅配事業部長
2013年９月	同社取締役アシスト発注推進プロジェクトリーダー
2015年７月	同社取締役ローコスト・生産性向上プロジェクトリーダー
2016年２月	同社取締役生産性向上推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

中浦茂人氏は、長きにわたる小売業での経験を基に、当社グループの経営企画部門や物流関連部門の責任者を務め、新規サービス・システムの導入を推進するなど、取締役として長年にわたって当社グループの経営、管理監督に手腕を発揮してまいりました。引き続き、その経験、知見および能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4　再任　**笠川（かさかわ）　薫朗（くにあき）**　1957年７月11日生　所有する当社の株式数：　4,900株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年４月	㈱ダイエー入社
1999年２月	同社労務企画部長
2000年５月	㈱ダイエーオリンピックスポーツクラブ取締役人事部長
2002年４月	コナミスポーツ㈱執行役員事業統合室長
2002年９月	㈱クリエイトエス・ディー入社　人材開発部次長
2006年12月	㈱クリエイトビギン代表取締役社長（現任）
2008年10月	㈱クリエイトエス・ディー執行役員人事本部人事部長
2011年８月	同社取締役人事本部人事部長 当社取締役 ㈱サロンデイ取締役（現任）
2011年９月	当社取締役経営企画部長 ㈱クリエイトエス・ディー取締役経営企画室長
2012年８月	ウェルライフ㈱取締役
2015年３月	当社取締役人事部長（現任） ㈱クリエイトエス・ディー取締役人事本部人事部長兼採用教育部長
2015年８月	ウェルライフ㈱監査役（現任）
2018年４月	㈱クリエイトエス・ディー取締役人事本部採用教育部長（現任）

取締役候補者とした理由

笠川薫朗氏は、長きにわたる小売業での経験を基に、当社グループの主要な事業会社の人事部門の管理者、経営企画部門の責任者を務め、取締役として長年にわたり人材採用・育成および労務管理、経営、管理監督に手腕を発揮してまいりました。引き続き、その経験、知見および能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1　再任　**馬庭 修一**（ばにわ しゅういち）　1947年３月10日生　所有する当社の株式数：　11,900株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
1971年４月	ウエストン㈱（現ユニデンホールディングス㈱）入社
2000年２月	㈱クリエイトエス・ディー入社
2002年１月	同社経営企画室主席
2003年４月	同社常勤監査役
2005年８月	同社監査役
2008年７月	㈱ヤマモト（現当社）監査役
2009年８月	当社常勤監査役
	㈱クリエイトエス・ディー常勤監査役（現任）
2012年８月	㈱サロンデイ監査役（現任）
2015年８月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

馬庭修一氏は、他社を含め30年以上にわたり企業財務経理部門に携わり、財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験と知識を有しております。当社グループの経営の監査を客観的に行っていただき、経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、ガバナンスの維持・強化に貢献していただいております。引き続き、その経験、知見および能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2　再任　**原（はら）　幸雄（ゆきお）**　1944年４月７日生　所有する当社の株式数：　6,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
1970年３月	㈱丸悦ストア（現㈱マルエツ）入社
1997年５月	同社取締役販売本部長
2001年５月	同社常勤監査役
2005年９月	㈱オカフーズ取締役副社長
2011年８月	同社監査役
2012年８月	当社監査役
	㈱クリエイトエス・ディー監査役（現任）
2015年８月	当社取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

原幸雄氏は、小売業に関わる豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献していただいております。引き続き、その社外取締役としての職務を適切に遂行していただくとともに、その経験、知見及び能力を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。

候補者番号 3　新任　**安保　洋子**（あんぽ　ようこ）　1959年12月16日生　　所有する当社の株式数：　　ー株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年４月	日本電気㈱入社
1983年５月	薬剤師免許取得
1993年９月	ＮＡＳＡジェット推進研究所留学
1995年４月	日本電気㈱宇宙ステーションシステム本部技術課長
2007年３月	東京大学法科大学院修了
2010年１月	弁護士登録
	サンライズ法律事務所入所（現任）
2014年12月	㈱smart-FOA社外監査役（現任）
2019年６月	一般財団法人（現公益財団法人）全日本剣道連盟監事（現任）
2021年４月	第一東京弁護士会常議員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安保洋子氏は、民間企業での勤務経験に加え、薬剤師及び弁護士として培われた専門性と経験のみならず、他社の監査役として企業経営にも関与されてきた経験と実績を有しており、その独立した立場からガバナンスの維持・強化に貢献いただけることを期待しております。同氏の有する薬剤師及び弁護士としての専門性、公正・公平な判断力、経験、知見を、当社グループの持続的な成長と企業価値向上へ活かしたく、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．原幸雄氏及び安保洋子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
３．当社は、東京証券取引所に対して原幸雄氏を独立役員として届け出ております。また、安保洋子氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．当社は現任の各候補者との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、また安保洋子氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には更新を予定しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

原田　崇史（はらだ　たかふみ）　1970年７月21日生　　所有する当社の株式数：　－株

略歴及び重要な兼職の状況	
2000年10月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所（現任）
2007年１月	トップリート・アセットマネジメント㈱リスク・コンプライアンス委員会 外部委員
2010年１月	㈱アイサン情報システム社外監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

原田崇史氏は、コンプライアンス、リスク管理など企業法務全般において弁護士として培われた専門性と経験に加え、他社監査役としての経験を有しており、これらを客観的かつ中立的な視点からの経営に関する指導及び監査等に活かしていただけるものと判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が社外取締役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．候補者が、社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者が社外取締役として就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

会 場 ご 案 内 図

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２
株式会社クリエイトＳＤホールディングス　本社４階会議室
Tel. 045-914-8241

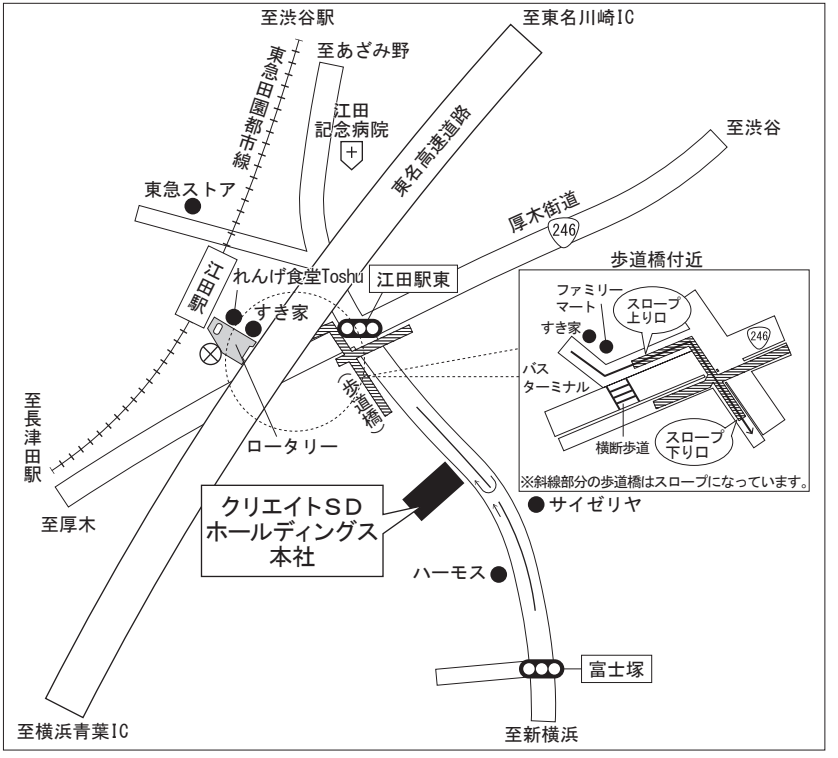

東急田園都市線　江田駅から徒歩５分

（会場には駐車場・駐輪場の用意はございませんので、予めご了承ください。）